

監査監第1301号  
令和2年12月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様  
さいたま市議会議長 渋谷 佳 孝 様

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕
同	松 下 壮 一

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 工事監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

環境局 施設部

都市局 まちづくり推進部

#### (2) 監査の範囲

平成30年度繰越工事及び令和元年度に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和元年度に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
環境局	環境施設管理課	①さいたま市クリーンセンター大崎第1工場外解体等工事
	環境施設整備課	②サーマルエネルギーセンター整備事業プラザ棟改修工事
都市局	日進・指扇周辺まちづくり事務所	③指扇土地区画整理事業 区6-5号線外雨水管渠布設工事
		④指扇土地区画整理事業 二号街区公園予定地整地工事(R1)
	浦和東部まちづくり事務所	⑤浦和東部第一特定土地区画整理事業 整地工事(H30)
	東浦和まちづくり事務所	⑥東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(中尾3号線外)
		⑦東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(田島大牧線)
	与野まちづくり事務所	⑧南与野駅西口土地区画整理事業 南与野駅西通り線道路整備外工事(30-3)
	岩槻まちづくり事務所	⑨岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路8号線築造工事(H30)
		⑩岩槻駅周辺観光案内サイン設置工事

担 当		施 設 修 繕 名
環境局	クリーンセンター大崎	①さいたま市クリーンセンター大崎 INV(2号炉用)移設修繕
	大宮南部浄化センター	②さいたま市大宮南部浄化センター受入貯留設備外定期整備修繕
	クリーンセンター西堀	③さいたま市クリーンセンター西堀砂ろ過塔外定期整備修繕
都市局	まちづくり総務課	④本町3丁目立体駐車場屋上電灯緊急修繕業務
	浦和西部まちづくり事務所	⑤浦和西部まちづくり事務所駐輪場屋根外修繕

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 計画

ア 道路、河川等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行われているか。

#### (2) 設計・積算

ア 仕様書、図面等の設計図書は的確に作成されているか。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

#### (3) 施工

ア 現場の安全管理は適切に行われているか。

イ 工期変更及び設計変更の理由・内容・時期は適切か。

#### (4) 契約

ア 入札事前準備事務において、設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 契約締結事務において、契約書、見積書等の関係書類は確実かつ的確に整備されているか。

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

### 5 監査の実施場所及び日程

#### (1) 実施場所

監査事務局及び現地

#### (2) 監査期間

令和2年8月4日(火)から令和2年12月23日(水)まで

## 6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に別表のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

(別 表)

環境局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
施設部 環境施設管理課	①さいたま市クリーンセンター大崎第1工場外解体等工事	<ul style="list-style-type: none"><li>安全管理について、ストックヤードの再整備に伴う枠組足場最上段の一部で壁型枠の精度確認を行っているが手すり等の設備が確認できず、墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</li><li>工事完成書類について、工事完成通知書及び工事完成検査結果の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたことから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</li></ul>

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
まちづくり推進部 日進・指扇周辺ま ちづくり事務所	③指扇土地区画整理事業 区6－5号線外雨水管 渠布設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条に基づく 手続について、市長への通知が見受 けられないことから、同法に基づ き、適正に通知するべきである。</li> <li>安全管理について、即日復旧によ る深さ2m以上の開削工開口部端 に墜落のおそれがあることから、 「労働安全衛生規則」第519条に 基づき、発注者から囲い等の設置を 指示する等、適正な施工監理を行う べきである。</li> </ul>
	④指扇土地区画整理事業 二号街区公園予定地整 地工事（R1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果について、工事検査結果 の決裁を部長決裁とすべきところ を所長決裁としていることから、 「さいたま市事務専決規程」第3条 により、適正に文書処理するべきで ある。</li> </ul>
まちづくり推進部 東浦和まちづくり 事務所	⑥東浦和第二土地区画整 理事業 道路整備工事 （中尾3号線外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期延長手続について、工期延長 申請書の決裁を部長決裁とすべき ところを所長決裁としていること から、「さいたま市事務専決規程」 第3条により、適正に文書処理する べきである。</li> </ul>
	⑦東浦和第二土地区画整 理事業 道路整備工事 （田島大牧線）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期延長手続について、工期延長 申請書の決裁を部長決裁とすべき ところを所長決裁としていること から、「さいたま市事務専決規程」 第3条により、適正に文書処理する べきである。</li> </ul>

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
まちづくり推進部 与野まちづくり事 務所	⑧南与野駅西口土地区画 整理事業 南与野駅西 通り線道路整備外工事 (30-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計書について、矢板建込による支保工の設置・撤去費が計上されておらず、契約後の協議により増額計上していることから、設計内容を詳細に把握し、適正に設計するべきである。</li> <li>・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条に基づく手続について、市長への通知が見受けられないことから、同法に基づき、適正に通知するべきである。</li> <li>・ 安全管理について、排水構造物の施工に伴う掘削深が1.5mを超えているにもかかわらず土留めを設置していないことから、「建設工事公衆災害防止対策要綱」第47に基づき、適正に設置するべきである。</li> <li>・ 安全管理について、深さ2m以上の開削工開口部端に墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</li> <li>・ 安全管理について、掘削作業で移動はしごを使用しているが、固定状況が見受けられないことから、「労働安全衛生規則」第527条に基づき、発注者から転位を防止するために必要な措置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</li> </ul>

担当課	工事名	指摘事項等
まちづくり推進部 与野まちづくり事務所	⑧南与野駅西口土地区画整理事業 南与野駅西通り線道路整備外工事 (30-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを所長決裁としていることから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</li> </ul>
まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所	⑨岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路8号線築造工事(H30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを所長決裁としていることから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</li> <li>安全管理について、深さ2m以上の開削工開口部端に墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</li> </ul>



## 環境局

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
施設部 クリーンセンター 大崎	①さいたま市クリーンセンター大崎 I N V ( 2 号 炉用) 移設修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督員の指定について、契約後に行う通知が見受けられないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」第9条により、適正に通知するべきである。</li> </ul>

## 都市局

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
まちづくり推進部 まちづくり総務課	④本町3丁目立体駐車場 屋上電灯緊急修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完了検査について、仕様書で書類検査としているが、現地検査を行う必要があることから、「さいたま市施設修繕検査要綱」第4条により、適正に完了検査を行うべきである。</li> </ul>